

# 公立大学法人下関市立大学学長選考会議規程

平成 20 年 6 月 3 日

規 程 第 30 号

改正 平成 30 年 5 月 25 日規程第 8 号  
令和 2 年 6 月 26 日規程第 50 号  
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号  
令和 5 年 3 月 22 日規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）第 11 条第 2 項に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項

(構成)

第 3 条 選考会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 定款第 19 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者の中から同条第 1 項に規定する経営審議会において選出された者 3 人
- (2) 定款第 23 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者の中から同条第 1 項に規定する教育研究審議会において選出された者 3 人

2 前項の規定により選出された委員が、経営審議会若しくは教育研究審議会を構成する者でなくなったとき、又は学長候補者の選考の対象となった場合は、委員を辞任するものとし、その欠員を補充するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第 5 条 選考会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、委員の互選により決定する。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 会議は、議長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後、最初

に開催される会議は、理事長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(意見の聴取)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 選考会議は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、総務部人事課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年6月3日から施行し、平成20年5月28日から適用する。

2 学長選考会議設置後最初に選出される第3条第1項の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成30年5月25日規程第8号)

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月26日規程第50号)

この規程は、令和2年6月26日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規程第44号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日規程第18号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。